

I. 「日本教育保健学会誌」投稿規程

1. 投稿は、共著者を含め日本教育保健学会会員に限る。
2. 投稿原稿は教育保健研究の進展に寄与するもので、他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。
3. 投稿者は、日本教育保健学会倫理綱領を遵守すること。
4. 投稿原稿の種類と内容は、次のように区分する。

原稿の種類	内 容	制限頁数
①総説	教育保健に関する研究の総括および解説、活動・政策などの提案	8 頁
②原著	教育保健に関する独創的な研究論文（実践的な研究を含む）	8 頁
③研究ノート	教育保健に関する研究報告（実践的な報告を含む）	8 頁
④その他	学会が会員に知らせるべき記事、教育保健に関する書評、論文の紹介、編集委員会で認めたもの	1 頁

5. 投稿された原稿は、査読を経て、編集委員会において採否、掲載順、種類区分を決定する。掲載原稿の著作権は日本教育保健学会に帰属する。
6. 査読は①②③の原稿を対象とする。査読の手順は別途「投稿論文査読要領」に定める。
7. ①②③の原稿掲載料は刷り上り制限頁数以内は学会負担、超過頁分は著者負担（1 頁当たり 8000 円）とする。なお 1 頁とは〈24 字×44 行×2 段組〉の体裁で、字数には「本文」「和文・英文抄録」「図表・写真」「文献」を含む。
8. ①②③の原稿には、250 語程度の英文抄録、及びその和訳文を付ける。英文抄録は、「目的・方法・結果・結論」等でまとめ、論文の「掲載決定」を受けた後、英語に関して十分な知識を持つ専門家による英文校正を受けてから最終原稿とともに提出する。
9. 投稿原稿の著者校正は 2 回までとする。
10. 原稿受付日および原稿受理日は、編集委員会が原稿の受付と審査の終了を確認した年月日とする。
11. 投稿原稿は、下記の執筆要領に添い作成し、編集委員会事務局宛（gakkai@educational-health.jp）に電子データをメール添付で送付する。

II. 投稿原稿の執筆要領

1. 原稿は原則として和文とし、A4 判の用紙に、MS ワード横書きで 1 頁・48 字×44 行で作成する。なお英文による投稿を希望する場合は編集委員会に問い合わせること。
2. 利益相反の有無を本文中に明記する。
3. 文章中に使用する句読点は、「,」と「.」を使用する。
4. 新かなづかいを用い、句読点、カッコは 1 字分とする。
5. 外国語は活字体を使用し、半角文字とする。
6. 数字は算用数字とし、半角数字とする。
7. 図表および写真は明瞭なものを用いる。写真はモノクロを使用する。
8. 図表はすべて本文とは別紙とし、原稿の欄外に図表の挿入箇所を朱書により指定する。（図 8 または表 4 など）
9. 印刷・製版に不適当な図表は、書き換え、または割愛を求めることがある。（専門業者に製作を依頼したものの必要経費は、著者負担とする）
10. 文献は引用順に番号をつけて最後に一括し、下記の形式で記す。本文中にも、「……¹⁾」のように文献番号をつける。著者が 4 名以上の場合は最初の 3 名を記し、あとは「ほか」（英文では et al.）とする。

○記載例

[雑誌の場合]

- 1) 数見隆生：教育保健学の構図—教育保健学研究の一つのスケッチとして、日本教育保健研究会年報, 1, 3-14, 1994
- 2) Nader PR. : The Concept of “Comprehensiveness” in the Design and Implementation of School Health Programs. Journal of School Health, 60(4), 133-138, 1990

[単行本の場合]

3) 藤田和也：養護教諭の教育実践の地平，206 - 221，東山書房，1999

[同一文献を二度以上引用する場合]

4) 森昭三 前掲書 1)：10 - 15

[インターネットの場合]

5) 厚生労働省：平成 23 年（2011）人口動態統計（確定数）の概況。http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei11/dl/01_tyousa.pdf（アクセス日：2023 年 8 月 24 日）

Ⅲ. 投稿論文の査読要領

1. 投稿原稿の内、①②③については査読を行う。④については編集委員会において査読ならびに掲載の可否を判断する。
2. 査読者は 2 名で、会員の中から編集委員長が委嘱する。
3. 第 1 査読者と第 2 査読者は同時に行い、「査読結果」を編集委員長に報告する。査読期間は 1 回目を 21 日以内、2 回目以降を 14 日以内とする。
4. 査読に当たっては、投稿論文が教育保健研究の進展に寄与するか否か、目的・方法・結論が論理的に一貫しているかを基本に、掲載の可否についての判断（理由）を求める。追加調査や大幅な手直しが必要な場合は、後日の再投稿をすすめる、不採用とする。
5. 「査読結果」は投稿者に送付し、投稿者による改定の所要期間は 14 日間とする。
6. 原則として、電子メールを用いて査読業務を行うものとする。

日本教育保健学会誌 第 32 号への投稿要領 [予告]

- [1] 投稿原稿は、Word と PDF の 2 つを記憶させた電子データ（2 部）をメールで送付する。
- [2] 1 部（正）には表紙をつけ、①表題、ランニングタイトル（和文の場合は 40 字以内、英文の場合は 20 words 以内、著者名、所属機関名、抄録、5 つ以内のキーワード（以上、和英両文）、②代表者の連絡先（必ず電子メールアドレスを記す）、③図表の数、④希望する原稿の種類、⑤別刷必要部数（但し費用はすべて著者負担）、を明記する。残りの 1 部（副）は査読者に送付するため、①表紙は表題、ランニングタイトル、抄録、5 つ以内のキーワードのみ（和英両文）、②本文に行番号（連続番号）をふる、③投稿者の個人情報を掲載しないこと。
- [3] 投稿原稿については、論文中に「拙稿」「拙著」「筆者の既発表論文」あるいは「科学研究費番号」などの表現や研究助成、共同研究者への謝辞など、投稿者が判明するような記述を行わないこと。
- [4] 投稿料として 2,000 円を納入し、納入の証書（PDF）を投稿原稿送付時にメールで送付すること。
郵便局で「振込取扱票」を利用し、次の内容を記入する。
口座番号：00170-9-451310 加入者名：日本教育保健学会
通信欄に①投稿料、②住所・氏名・電話番号
- [5] 投稿論文の受付は、通年行う。査読終了時には、「掲載決定」を執筆者に連絡する。第 32 号に掲載を希望する場合は、2024 年 9 月 30 日（月）までに投稿すること。
- [6] 本学会 HP に掲載された電子データ用執筆書式をなるべく活用すること。
- [7] 原稿の送付先
問い合わせ先 日本教育保健学会編集委員会事務局
E-mail：gakkaishi@educational-health.jp

2002 年 9 月 13 日改正

2004 年 12 月名称変更による一部改正

2010 年 11 月改正

2014 年 8 月体裁変更による一部改正

2021 年 2 月一部改正

2022 年 2 月一部改正

2023 年 2 月名称変更による一部改正

2024 年 1 月一部改正